

## 香川県新型インフルエンザワクチン接種実費負担広域代理受領契約書

平成21年10月13日厚生労働省発健第1013号第3号厚生労働事務次官通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」により、厚生労働大臣と医療機関が締結した新型インフルエンザ予防接種業務委託契約（以下「接種契約」という。）に基づき、新型インフルエンザワクチンを接種する事業（以下「接種事業」という。）に係る実費負担の代理受領について、**（該当市町）**（以下「甲」という。）と社団法人香川県医師会（以下「乙」という。）は次のとおり契約を締結する。この場合、香川県医師会長は、乙の代表として、かつ、乙の会員たる医師が属する医療機関から委任を受けて契約を締結するものとする。

### （目的）

第1条 この契約は、香川県内の市町が、市町民税非課税世帯（被保護世帯を含む）に属する者（以下「低所得者」という。）が接種事業による接種を受けた場合に被接種者から徴収する実費負担を軽減する事業（以下「実費負担軽減事業」という。）を、住所地内外の医療機関において円滑に実施することにより、ワクチン接種を受けることができる体制を整備し、接種機会の拡大によるワクチン接種を推進することを目的とする。

### （実費負担額の受領）

第2条 乙に本契約の締結を委任した医療機関（以下「丙」という。）は、甲が発行した証明書又は確認書等（以下「証明書」という。）を徴収することにより、低所得者であることを確認した場合には、実費負担の全部を徴収しないこととし、その費用について甲から受領する。

2 乙は、丙にかかる名称、開設者名又は管理者名を、甲に通知するものとする。名称、開設者名又は管理者名につき変更があった場合には、速やかに通知するものとする。その変更の通知をもって、本契約において丙の追加、及び名称、開設者名又は管理者名を変更できるものとする。

3 事業を実施する医師は、「平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」等に基づいて、乙の指導の下に事業を行うものとする。

### （ワクチン接種に係る実費）

第3条 この契約に基づいて行った事業について、甲が丙に支払う額は、接種契約書第5条第1項及び第2項に掲げる実費とする。

### （実費の請求及び支払）

第4条 丙は、ワクチンを接種した月の翌月10日までに前条によるワクチン接種に係る実費の請求書、証明書及び予診票の写し（以下「請求書等」という。）を添付して実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書等が適正であると認めたときは、請求書等を受領した日から起算して30日以内に丙に実費を支払うものとする。

### （周知等）

第5条 乙は、医療機関への契約内容の周知及び連絡調整を行うものとする。

2 甲は、接種対象者への周知及び必要事項の準備を行うものとする。

(契約の適用範囲)

第6条 甲がこの契約とは別に丙の一部と新型インフルエンザワクチン接種代理受領にかかる契約を締結している場合にあつては、その医療機関についてはこの契約は適用しないものとする。

(契約期間等)

第7条 この契約は、平成21年10月19日から平成22年3月31日までの接種事業に基づいて行われた接種に適用するものとする。

(被接種者の個人情報等の取扱い)

第8条 甲、乙及び丙は、委託業務の遂行上知り得た低所得者の秘密を第三者に開示し又は漏らしてはならない。この契約が期間満了により終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙及び丙は、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を、乙及び丙の従業員に対して周知するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙の事情によりこの契約の履行が不可能となったときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 この契約を解除する場合は、甲又は乙が1ヶ月前までに相手方に文書で通知するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成21年10月19日

(甲) 該当市町の住所  
該当市町長名

(乙) 香川県高松市浜ノ町73番4号  
社団法人 香川県医師会  
会長 森下立昭